

お見積条件

2016年3月 株式会社ロックシステム

株式会社ロックシステムは、以下の基本的事項をお見積の条件としています。

1. 納入商品の範囲

【当社納入商品】

- 弊社は、弊社見積書記載商品であって、お客様ご発注仕様書にも明示されている商品を納入いたします。

【商品に含まないもの】

- 弊社は、弊社見積書記載以外またはお客様ご発注仕様書に明示されていない商品は納入いたしません。納入する場合は別途費用を申し受けます。

【お客様にご用意いただくもの】

- 弊社見積書記載以外の商品であって、弊社およびお客様が合意しているものは、お客様にご用意いただきます。

2. 設置施工の範囲

【当社施工資材を含むもの】

- 弊社見積書記載の施工資材は弊社がご用意いたします。

【当社施工資材に含まないもの】

以下は、弊社見積書に記載のない限り、お客様にてご用意いただくか、別途見積によりその費用を負担いただきます。

- 電気錠、通電金具、非接触カードなど
- 配線、配管工事など

【施工条件】

- 弊社見積書に記載のない限り、お客様ご支給物品のキッティング等の設定作業はお客様にてご担当いただくか、別途見積によりその費用を負担いただきます。
- 弊社見積書に記載のない限り、弊社納入商品は標準設定でお納めします。現場設定等は別途見積によりその費用を負担いただきます。
- 商品設置作業において、その種類と員数、設置拠点住所または拠点数、1日当たりの設置員数または設置拠点数、あるいは設置担当員数が見積書記載内容から変動する場合は、別途費用を申し受けます。
- お客様都合により工事仕様が見積内容から変わる場合、別途費用を申し受けます。
- お客様現場で既設機器、既設資材を取り外した場合、撤去品のお引取りはできません。

【施工に関する情報】

- 商品の現地機能を弊社にて事前設定して出荷する場合、設定に必要なお客様固有情報は、弊社が別途文書にて提示する設定日までに提供いただきます。

3. 支払条件

【支払い条件に関する契約書が無い場合】

- 商品出荷前に現金によるお支払をお願いします。

【支払い条件に関する契約書がある場合】

- お客様は、請求書の日付から、お客様と弊社であらかじめ取り決めた日数とサイトにより商品および工事の代金をお支払いください。
- お振込み手数料はお客様にてご負担いただくようお願いいたします。

4. 発注

【発注】

- お客様からの文書によるご発注により商品と工事の手配を行います。
- ご発注文書には、弊社見積書番号または仕様書、金額、納期、支払条件等を明記ください。
- 口頭でのご発注指示は一切お受けいたしかねます。
- お客様納入先への商品配達納期は、商品仕様が確定し、かつお客様発注文書が弊社に到着したときを起算日とし、あらかじめ弊社とお客様との間で取り決めた日数とします。

5. 所有権

【所有権移転】

- 商品の所有権は、商品の代金および工事等諸費用が完済されたときにお客様に帰属します。

6. 検収

【検収条件】

- 商品は、お客様指定場所への納入日より、あらかじめお客様と弊社との間で合意した期間終了後に検収されるものとします。

【検収後の取扱】

- 商品の引渡し後に生じた商品の滅失破損はお客様が負担します。

7. 保証

【無償保証】

- お客様の商品受領後、商品製造メーカーが定めた無償保証期間中は、材料の欠陥または組立欠陥による不具合が発生し、お客様がただちにその旨を弊社に通告した場合、弊社は無償で対象商品を交換するか、修理するかのいずれかの方法の選択についてお客様に相談いたします。
- 原則としてお客様の輸送費ご負担による商品または部品送付/バック交換とします。良品または修理品の返送費は弊社負担とします。
- 弊社の設置工事に関わる保証は、あらかじめお客様と弊社で定めた期間内とします。

8. 保守

【業務範囲】

弊社が保守業務をお引受する場合、以下の項目は、保守契約対象に含まれておりません。別途ご相談ください。

- 不適切な使用により生じた故障又は破損
- 故意又は過失により生じた故障又は破損
- 漏水、冠水により生じた故障又は破損
- 火災、震災により生じた故障又は破損
- 外部電源の異常(電圧異常、落雷・誘導雷など)により生じた故障又は破損
- 外装カバーの破損
- 商品の移設・撤去
- 商品の仕様変更
- 商品製造元の製造中止後あらかじめ製造元が定めた期間以降の保守は原則として行いません。

9. 輸送費

【輸送費不含】

- 商品には輸送費を含みません。

10. 提供資料

【輸入品の資料】

- お客様に提供する各種マニュアル、資料は、製造メーカーによる指定言語のものを正規とします。上記正規資料の翻訳は弊社見積に入っておりません。弊社がこれを翻訳してお客様に提供する場合は、翻訳物は参考資料となり、弊社はその内容について一切の責任を負いません。

【資料の範囲】

- お客様に提供する商品関連資料は、製造メーカーが発行したものに限り、それ以外の資料作成については、お客様にてご担当いただくか、別途見積によりその費用をご負担いただきます。
- お客様に提供する工事関連資料は、お客様支給資料に手書きで書き込んだ位置資料、基本配線資料(非CAD資料)および員数資料に限り、それ以外の資料作成については、お客様にてご担当いただくか、別途見積によりその費用をご負担いただきます。

11. 損害賠償

【損害賠償の上限】

- お客様が弊社の責に帰すべき事由に基づいて弊社に損害賠償責任請求をされる場合、請求の原因を問わず、次に定めるものに限られます。
 - 現実には発生した通常かつ直接の損害に対してのみ、損害発生時の直接の原因となった当該商品の侵害発生時における売買価格相当額を限度額として行う金銭賠償
 - 弊社は、いかなる場合にも、弊社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなどの無体物の損害、第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害(前項の場合を除く)については責任を負いません。

12. 請求権の时效

【請求権の消滅】

- 本件ご発注に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった日から24ヶ月を経過した場合は、时效により消滅します。

13. 商品の有用性

【有用性】

- 商品の選択、使用および使用結果はお客様の責任です。
- 商品の選択、使用および使用結果について、弊社は責任を負いません。

14. 契約上の地位

【地位と権利の移転禁止】

- お客様は、弊社の書面による事前の同意がない限り、ご発注による契約に基づく地位および権利義務を第三者に譲渡または移転することはできません。

15. 解約

【解約条件】

- お客様または弊社は、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難なるおそれがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
- 万が一お客様が反社会勢力またはその密接な協力者であることが判明した場合、弊社は何の催告もなく本契約を解約できます。また、弊社はこれによるお客様側の損害を一切負担いたしかねます。

16. 疑義

【協議】

- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

17. 商品のサポート

【商品販売会社としての弊社の責務】

- 弊社は、お客様からの商品不具合に関する苦情あるいは各種お問合せをいただく場合、お客様と製造メーカーとの間に立つパートナー会社として、可能な限り誠実にお客様をサポートいたします。

以上